

# 下水関連各種ゲート保守点検業務委託

## 仕 様 書

令和8年度

岡山市下水道河川局  
下水道施設部下水道保全課

# 第1章 一般事項

## 第1節 総則

### 1. 1. 1 (適用範囲)

本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、本市監督員（以下監督員という。）と協議のうえ受注者の責任において実施し、誠実に履行すること。

### 1. 1. 2 (疑義)

現場説明書、本仕様書、図面（以下「図面等」という。）に明示のない場合または疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

### 1. 1. 3 (法令、条令等の適用)

本業務履行に関係する法令、条令等はこれを遵守しなければならない。

### 1. 1. 4 (官公署その他への手続き)

必要な届出、手続等はあらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受注者がこれを代行すること。また、これらに要する費用等は特別に本市が指示、指定したもの以外はすべて受注者の負担とする。

### 1. 1. 5 (損傷部補修)

本業務履行に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受注者の負担とする。

### 1. 1. 6 (資格必要作業)

資格必要作業は、それぞれの資格を有する者が履行すること。また監督員が要求した場合は資格保有者である旨の証書の写等を提出すること。

### 1. 1. 7 (提出書類)

提出する書類の大きさは、すべてA4判にて編集すること。また提出する書類の種類は別紙1のとおりとする。

## 第2節 現場管理

### 1. 2. 1 ( 履行管理 )

業務責任者は委託業務履行の場所に常駐し、工程及び現場管理等を適切に行うこと。  
また、工程等は事前に監督員と協議し決定すること。

### 1. 2. 2 ( 災害防止等 )

本業務履行に当たっては、現場作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業法案に違反することのないよう特に、留意して履行すること。

### 1. 2. 3 ( 臨機の処置 )

災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。

### 1. 2. 4 ( 材料検査等 )

本業務履行に使用する材料類は、新品とし、種別ごとに監督員の検査を受けた物を使用すること。ただし、軽易な材料類については、監督員の承諾を受けて省略することができる。

また、受注者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには十分注意しなければならない。

### 1. 2. 5 ( 養生その他 )

既存部分、履行済み部分、未使用機器、材料等で汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生を行うこと。なお、施行期間中は、現場の整理・整頓に勤め適正な作業環境を保持すること。

### 1. 2. 6 ( あと片付け )

履行完了に際しては、当該業務に関連する部分のあと片付け及び清掃を行うこと。

### 1. 2. 7 ( 検査 )

本業務履行は、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け承認を得た後に、次の工程に移行すること。

また、完了後、受注者は本市検査員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。

## 第2章 特記事項

### 第1節 概要

#### 2. 1. 1 (委託概要)

本委託業務は岡山市下水道河川局の管理する各種ゲート及び観測局を点検することにより、円滑な維持管理を行うものである。

#### 2. 1. 2 (委託場所)

岡山市中区新京橋一丁目地内他

#### 2. 1. 3 (点検樋管・樋門・ゲート、形式、点検場所)

別紙2参照

図面参照

#### 2. 1. 4 (委託範囲)

##### 1 ゲート点検

電動スライドゲート	24門
電動油圧転倒ゲート	15門
電動ワイヤー転倒ゲート	1門
手動スライドゲート	2門
電動油圧開閉スクリーン	1基
電動可動スクリーン	2基
<u>観測局</u>	<u>6局</u>
計	42門／3基／6局

#### 2. 1. 5 (点検内容) 別紙3-1～3-4 点検表参照

##### 【ゲート設備】

- (1) 自動開閉による作動状況
- (2) 手動開閉による作動状況
- (3) 潤滑油量等の状況
- (4) 各部給油・給脂
- (5) 操作盤内部の状況
- (6) 操作盤電流計・電圧計指示値
- (7) 操作盤表示灯の良否
- (8) 操作盤内の清掃
- (9) ゲートの損傷等状況

- ( 1 0 ) スクリーンの損傷等状況
- ( 1 1 ) 管理橋等の損傷
- ( 1 2 ) 扉よりの漏水（通常閉状態の扉のみ）
- ( 1 3 ) 扉内外の堆積土等の状況
- ( 1 4 ) モーター絶縁測定
- ( 1 5 ) 妹尾ポンプ場 2、3 ゲートの傾斜具合の測定
- ( 1 6 ) その他

**【観測局・遠隔操作設備】**

- ( 1 ) カメラの撮影状況
- ( 2 ) 水位計の点検
- ( 3 ) 遠隔端末と現地水位表示の整合性確認
- ( 4 ) 遠隔操作による作動状況
- ( 5 ) カメラの清掃
- ( 6 ) 水位計の清掃
- ( 7 ) 遠隔操作盤、各配管類の状況
- ( 8 ) 遠隔操作盤内清掃
- ( 9 ) 管理橋等の損傷
- ( 1 0 ) その他

2. 1. 6 ( 委託期間 )

契約の日より令和 8 年 6 月 3 0 日 まで

2. 1. 7 ( 注意事項 )

本委託業務履行にあたり、下記事項を遵守すること。

- ( 1 ) 受注者は、業務履行にあたり、地元住民から協議を必要とする要望、交渉があった場合は、遅滞なく監督員に報告すること。
- ( 2 ) 受注者は、作業にあたり、地元住民等に迷惑をかけないこと。
- ( 3 ) 受注者は、作業にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第 3 者に害を与えた場合には、その復旧及び賠償の全責任を負うこと。
- ( 4 ) 受注者は、現場環境に対応して、点検者の安全確保のためのバリケード、標識の設置、及び交通整理員等による交通誘導を行うこと。また、道路法により道路使用許可等の必要な場所については、申請等の手続きを行うこと。

- ( 5 ) 受注者は、現場内を整理整頓し、現場管理には細心の注意を払うこと。
- ( 6 ) 受注者は、有毒ガス、酸素欠乏等に十分な注意をし、そのための事前調査・及び対策を講じ作業員の安全・事故防止を図ること。
- ( 7 ) 点検終了後、現場操作盤等の施錠は、確実にすること。
- ( 8 ) 点検時、付近を汚染させた場合は、必ず清掃すること。
- ( 9 ) 妹尾ポンプ場 2、3 ゲートの傾斜具合の測定項目・方法・点検表(別紙 4 参考) については、協議するものとする。
- ( 10 ) 益野幹線砂川横断制水扉、沖元污水制水扉及び百間川左岸污水制水扉以外のゲートは、雨水関連ゲートであるため、**5月8日**までに点検を終わらせること。

# 提出書類

- |  |     |
|--|-----|
| (1) 委託業務着手届  | 1 部 |
| (2) 委託作業表  | 1 部 |
| 作業工程を変更する場合は、その都度あらかじめ監督員に提出し、その承認を受けなければならない。                         |     |
| (3) 業務責任者届   | 1 部 |
| 受注者は業務責任者を定め書面により提出しなければならない。  |     |
| (4) 委託作業日報   | 1 部 |
| (5) 委託写真帳  | 1 部 |
| 委託に関する写真を工程ごとにカラー撮影の上写真帳へ項目別に整理をして監督員に提出すること。                          |     |
| (6) 委託業務報告書  | 1 部 |
| 様式は、事前に監督員と打合せを行い、各機器ごとにその結果を記入して報告すること。なお、早急に修理を要する事項等があれば、合せて記入すること。 |     |
| (7) 委託業務完了届  | 1 部 |
| (8) その他、本市監督員の指示するもの   | 必要数 |

別紙 2 下水関連各種樋管・樋門・ゲート設備表

番号	樋門・ゲート名	形式	ゲート寸法(mm)		電動機出力 kw	遠隔化 有無	水位計	カメラ
			幅	高さ				
1	新京橋樋門	電動スライドゲート	1720	× 1700	0.75	無		
2	東高前樋門	旧 電動スライドゲート	700	× 650	0.4	無		
		新 電動スライドゲート	1350	× 1350	0.17	有	有	有
3	東山プール樋門	電動スライドゲート	φ1300		0.4	有	有	有
4	網浜樋門	電動スライドゲート	1000	× 850	0.4	有	無	有
5	津島第6ゲート	電動油圧転倒ゲート	1300	× 900	0.75	有	無	無
6	津島第5ゲート	電動油圧転倒ゲート	1500	× 2200	0.75	有	有	有
7	津島第4ゲート	電動油圧転倒ゲート	2000	× 1800	2.2	有	無	無
8	津島第3ゲート	1 電動油圧転倒ゲート	2100	× 1100	0.75	有	有	有
		2 電動油圧開閉スクリーン	2300	× 1300	0.75	無		
9	津島第2ゲート	電動スライドゲート	1700	× 1000	2.2	有	有	有
10	津島第1ゲート	電動スライドゲート	1050	× 1000	0.75	無		
11	西崎ゲート	電動油圧転倒ゲート	2400	× 1850	1.5	有	有	有
12	大安寺樋門	電動スライドゲート	1500	× 1000	0.2	有	有	有
13	芳田第7ゲート	電動油圧転倒ゲート	1500	× 1700	1.5	有	有	有
14	芳田第6ゲート	電動油圧転倒ゲート	1200	× 1200	1.5	有	有	有
15	芳田第5ゲート	電動油圧転倒ゲート	1200	× 1700	1.5	有	有	有
16	芳田第4ゲート	電動油圧転倒ゲート	1400	× 1500	1.5	無		
17	芳田第3ゲート	電動油圧転倒ゲート	1000	× 1750	1.5	有	有	有
18	芳田第2ゲート	電動油圧転倒ゲート	1100	× 1750	1.5	有	有	有
19	芳田第1ゲート	電動スライドゲート	2000	× 2900	0.17	有	有	有
20	当新田ゲート	電動スライドゲート	1000	× 1500	0.17	有	有	有
21	下中野新ゲート	電動スライドゲート	1500	× 800	0.75	有	無	有
22	山下産業北ゲート	電動ワイヤー転倒ゲート	1985	× 950	0.2	有	有	有
23	警察署前ゲート	電動スライドゲート	1100	× 1100	0.75	有	有	有
24	西大寺中学校西ゲート	電動油圧転倒ゲート	1200	× 850	0.2	有	無	無
25	西大寺中学校東ゲート	電動油圧転倒ゲート	1500	× 1050	0.2	有	無	無
26	中原三法堂西ゲート	電動スライドゲート	1100	× 1050	0.2	有	有	有
27	カネボウ西前ゲート	電動油圧転倒ゲート	1000	× 1200	0.75	有	有	有
28	西川用水ゲート	手動スライドゲート	900	× 900	—	無		
29	イデイ楽器前ゲート	電動油圧転倒ゲート	1000	× 650	1.5	有	有	無
30	福吉樋門	手動スライドゲート	2100	× 2850	—	無		
31	西之町樋門	1 電動スライドゲート	2000	× 1450	0.75	無		
		2 電動可動スクリーン	2000	× 1300	0.75	無		
		3 電動可動スクリーン	2000	× 1300	0.75	無		
32	妹尾ポンプ場	1 電動スライドゲート	3500	× 1500	3.7	無		
		2 電動スライドゲート	2000	× 1700	1.5	無		
		3 電動スライドゲート	2000	× 1700	1.5	無		
33	浦安12号ゲート	電動スライドゲート	6200	× 2273	0.6	有	無	有
34	阿部池遮断ゲート	1 電動スライドゲート	2150	× 1500	0.28	有	有	有
		2 電動スライドゲート	2150	× 1500	0.28	有		
35	西市切ノ口樋門	電動スライドゲート	4200	× 2000	1.5	有	有	有
汚水幹線制水扉								
36	益野幹線砂川横断制水扉	電動スライドゲート	φ1650		0.75	無		
37	沖元汚水制水扉	電動スライドゲート	φ1650		0.75	無		
38	百間川左岸汚水制水扉	電動スライドゲート	φ1650		0.75	無		
観測局(水位計とカメラだけある箇所)								
39	津島第2/4観測局	観測局			kw	無	有	有
40	津島第5-2観測局	観測局			kw	無	有	有
41	津島第4/6観測局	観測局			kw	無	有	有
42	芳田第1ゲート観測局	観測局			kw	無	有	有
43	下中野新ゲート観測局	観測局			kw	無	有	有
44	網浜樋門観測局	観測局			kw	無	有	有

電動スライドゲート 24  
 電動油圧転倒ゲート 15  
 電動ワイヤー転倒ゲート 1  
 手動スライドゲート 2  
 電動油圧開閉スクリーン 1  
 電動可動スクリーン 2  
 観測局 6  
 計(ゲート) 42 門  
 計(スクリーン) 3 基  
 計(観測局) 6 局

## 点 検 表

台帳番号		点検日	令和	年	月	日
水門等 名称		点検者 氏名				

水門等 種別 (○印記入)	電 動 油 圧 転 倒 ゲ ー ト	電 動 油 圧 開 閉 スクリーン	電 動 減速機開閉 スクリーン

点検項目	点検内容	判定	健全度	備考
自動開閉による動作状況	駆動部よりの異音・振動・作動状況		/	
手動開閉による作動状況	スムーズな動き等作動点検		/	
作動油等の状況	油の質の良否、油量の良否		/	
油圧シリンダの状況	継手部、配管接続部、ロッドパッキン部等からの油漏れ			
油圧ユニットの状況	配管部、油タンク取付部等からの油漏れ			
油圧配管の状況	配管部からの油漏れ			
油圧ユニット設置床面、油タンク上面の状況	油溜り、油が滴下した形跡がないこと		/	点検後の清掃を含む
油圧ポンプの状況	吐出圧力、異常音、振動、取付状況			
油圧ポンプ用電動機の状況	異常音、振動、取付状況			
減速機の状況	異常音、振動、取付状況			
各部給油	給油(グリース塗布等)		/	
操作盤内部の状況	異音・焼損等目視点検			
操作盤の電流計・電圧計指示値	目視点検		/	
操作盤表示灯の良否	不良箇所ランプ交換		/	
操作盤内の清掃	清掃		/	
ゲート全体の状況(損傷等)、清掃	目視点検・清掃		/	
扉体の状況	損傷、劣化(発錆、ふくれ等)等目視点検 作動状態			
スクリーン全体の状況(損傷等)	目視点検			
管理橋等の状況	目視点検			
扉よりの漏水(通常閉状態の扉のみ)	目視点検			水密ゴムの点検を含む (水密ゴムの健全度判
扉内外の堆積土等の状況	目視点検		/	
健全度 判定区分	5:問題なし。 4:劣化の兆候はあるが、機能上の問題はない。(劣化の度合・範囲→小) 3:劣化進行しているが、設備機能は確保可。(劣化の度合・範囲→中) 2:劣化が進行し、設備機能発揮困難で修繕では回復困難。(劣化の度合・範囲→大) 1:著しく劣化しており、機能停止。			

絶縁測定	モーター	測 定 値			良 否	備 考
		U	V	W		
		100	100	100		

記 事 (操作に支障となる事項等があれば記入すること)

## 点 検 表

台帳番号		点検日	令和	年	月	日
水門等 名称		点検者 氏名				

水門等 種別 (○印記入)	電 動	手 動	種別 (○印記入)			
	スライド ゲート	スライド ゲート		スピンドル式	ラック式	ワイヤ式

点検項目	点検内容	判定	健全度	備考
自動開閉による動作状況	駆動部よりの異音・振動・作動状況		/	
手動開閉による作動状況	スムーズな動き等作動点検		/	
開閉装置の状況	開閉速度、異常音、振動、取付状況			
切替装置の状況	作動状況、取付状況			
電動機の状況	異常音、振動、取付状況			
スピンドル棒(ラック棒)(ワイヤ)の状況	摩耗、作動状況			
各部給油	給油(グリース塗布等)		/	
操作盤内部の状況	異音・焼損等目視点検			
操作盤の電流計・電圧計指示値	目視点検		/	
操作盤表示灯の良否	不良箇所ランプ交換		/	
操作盤内の清掃	清掃		/	
ゲート全体の状況(損傷等)、清掃	目視点検・清掃		/	
扉体の状況	損傷、劣化(発錆、ふくれ等)等目視点検 作動状態			
スクリーン全体の状況(損傷等)	目視点検			
管理橋等の状況	目視点検			
扉よりの漏水(通常閉状態の扉のみ)	目視点検			
扉内外の堆積土等の状況	目視点検		/	
健全度 判定区分	5:問題なし。 4:劣化の兆候はあるが、機能上の問題はない。(劣化の度合・範囲→小) 3:劣化進行しているが、設備機能は確保可。(劣化の度合・範囲→中) 2:劣化が進行し、設備機能発揮困難で修繕では回復困難。(劣化の度合・範囲→大) 1:著しく劣化しており、機能停止。			

絶縁測定	モーター	測 定 値			良 否	備 考
		U	V	W		

記 事 (操作に支障となる事項等があれば記入すること)

## 点 検 表

台帳番号		点検日	令和	年	月	日
水門等 名称		点検者 氏名				

電 動 ワイヤー 転倒ゲート
----------------------

点検項目	点検内容	判定	健全度	備考
自動開閉による動作状況	駆動部よりの異音・振動・作動状況		/	
手動開閉による作動状況	スムーズな動き等作動点検		/	
開閉装置の状況	開閉速度、異常音、振動、取付状況		/	
	歯車の摩耗点検		/	
	チェーンの伸び、摩耗点検		/	
	クラッチ切替等の点検		/	
切替装置の状況	作動状況、取付状況		/	
電動機の状況	異常音、振動、取付状況		/	
ワイヤーロープの状況	素線切れ等の目視点検、摩耗		/	
各部給油	給油(グリース塗布等)		/	
操作盤内部の状況	異音・焼損等目視点検		/	
操作盤の電流計・電圧計指示値	目視点検		/	
操作盤表示灯の良否	不良箇所ランプ交換		/	
操作盤内の清掃	清掃		/	
ゲート全体の状況(損傷等)、清掃	目視点検・清掃		/	
扉体の状況	損傷、劣化(発錆、ふくれ等)等目視点検 作動状態		/	
スクリーン全体の状況(損傷等)	目視点検		/	
管理橋等の状況	目視点検		/	
扉よりの漏水(通常閉状態の扉のみ)	目視点検		/	水密ゴムの点検を含む (水密ゴムの健全度判定)
扉内外の堆積土等の状況	目視点検		/	
健全度 判定区分	5:問題なし。 4:劣化の兆候はあるが、機能上の問題はない。(劣化の度合・範囲→小) 3:劣化進行しているが、設備機能は確保可。(劣化の度合・範囲→中) 2:劣化が進行し、設備機能発揮困難で修繕では回復困難。(劣化の度合・範囲→大) 1:著しく劣化しており、機能停止。			

絶縁測定	モーター	測 定 値			良 否	備 考
		U	V	W		

記 事 (操作に支障となる事項等があれば記入すること)
-----------------------------

## 点 検 表

台帳番号		点検日	令和	年	月	日
設備等 名称			点検者 氏名			

点検項目	点検内容	判定	健全度	備考
カメラの撮影状況	鮮明に水位計、樋門等の状況が視認できる 旋回可能カメラは旋回の確認			
水位計の点検	損傷、劣化(発錆、ふくれ等)等目視点検、作動状態			
遠隔端末と現地水位の整合性確認	水位計の誤差			
遠隔操作による作動状況	端末操作の可否 応答時間(      秒) ※操作指令から動作までの時間		/	
カメラの清掃	清掃		/	
水位計の清掃	清掃、防波管含む		/	
遠隔操作盤、各配管類の状況	損傷、劣化(発錆、ふくれ等)等目視点検			
遠隔操作盤内清掃	清掃		/	
管理橋等の損傷	目視点検			
健全度 判定区分	5:問題なし。 4:劣化の兆候はあるが、機能上の問題はない。(劣化の度合・範囲→小) 3:劣化進行しているが、設備機能は確保可。(劣化の度合・範囲→中) 2:劣化が進行し、設備機能発揮困難で修繕では回復困難。(劣化の度合・範囲→大) 1:著しく劣化しており、機能停止。			

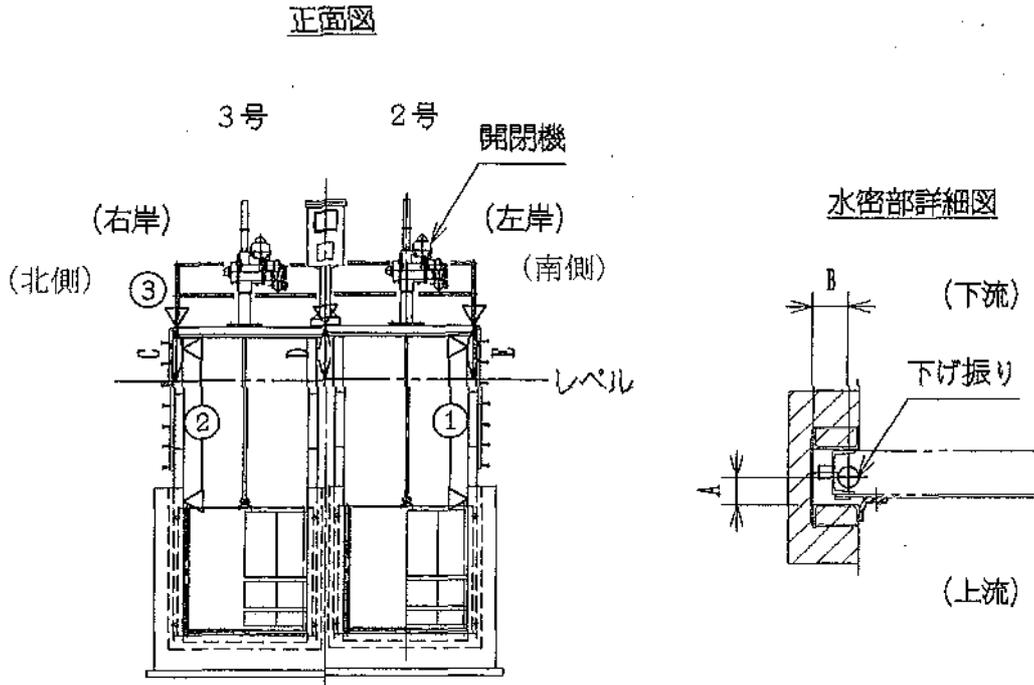
水位計 点検	測定点	0点	中間	最大	実水位	判定		備考
	理論値 (設定スパン      m)	m	m	m	m	良	否	判定基準 設定スパン±1%以内
	実測値 (端末表示)	m	m	m	m			

※中間、最大は設定スパンにおける中間と最大を指す。  
 ※0点がズレている場合は、調整し測定を行う。

記 事 (操作に支障となる事項等があれば記入すること)
-----------------------------

## 現況測定結果

水門名	妹尾ポンプ場 2号・3号	型式	電動スライドゲート×2門
検査内容	水門傾斜測定	寸法	2.00M*1.70M



測定日：平成 年 月 日 単位 (mm)

記号	測定項目	測定箇所	測点 (上部からの距離)						備考	
			0	500	1000	1500	2000	2400		
1	2号ゲート 左岸側戸当り 真直度	A	計測値							
			誤差	-						
		B	計測値							
			誤差	-						
2	3号ゲート 右岸側戸当り 真直度	A	計測値							
			誤差	-						
		B	計測値							
			誤差	-						

記号	測定項目	測定箇所	測点 (操作台天端)			備考
			C(右岸側)	D(中間)	E(左岸側)	
3	高さ測定	上流側計測値				
		下流側計測値		-		
		誤差		-		